

事務連絡
令和7年1月31日

各指定障害福祉サービス事業所
各指定障害者支援施設
各指定障害児通所支援事業所
各指定障害児入所施設
各指定相談支援事業所

運営法人の長 様

和歌山県福祉保健部
福祉保健政策局障害福祉課長
(公 印 省 略)

体制等に関する届出及び従業員の変更に係る届出について

平素より障害保健福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
別紙記載内容に該当する事業所は、関係書類の提出をお願いします。

※様式は県障害福祉課ホームページに掲載

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/shitei_jigyosyo/yoshiki.html

記

○提出先及び問い合わせ先一覧

事業所所在地	提出先・問合せ先	提出先住所・電話番号
海南市・紀美野町	海草振興局健康福祉部 総務福祉課	〒642-0022 海南市大野中 939 TEL : 073-482-5511 Mail: e1301312@pref.wakayama.lg.jp
岩出市・紀の川市	那賀振興局健康福祉部 総務福祉課	〒649-6223 岩出市高塚 209 TEL : 0736-61-0023 Mail: e1302312@pref.wakayama.lg.jp
橋本市・かつらぎ町・九度山町 高野町	伊都振興局健康福祉部 総務福祉課	〒649-7203 橋本市高野口町名古屋 927 TEL : 0736-42-0491 Mail: e1303312@pref.wakayama.lg.jp
有田市・湯浅町・広川町 有田川町	有田振興局健康福祉部 総務福祉課	〒643-0004 有田郡湯浅町湯浅 2355-1 TEL : 0737-64-1291 Mail: e1304312@pref.wakayama.lg.jp
御坊市・美浜町・日高町 由良町・日高川町・印南町	日高振興局健康福祉部 総務福祉課	〒644-0011 御坊市湯川町財部 859-2 TEL : 0738-22-3481 Mail: e1305311@pref.wakayama.lg.jp
田辺市・白浜町・上富田町 すさみ町・みなべ町	西牟婁振興局健康福祉部 総務福祉課	〒646-8580 田辺市朝日ヶ丘 23-1 TEL : 0739-26-7932 Mail: e1306312@pref.wakayama.lg.jp
新宮市・那智勝浦町・太地町 北山村	東牟婁振興局健康福祉部 総務福祉課	〒647-8551 新宮市緑ヶ丘 2 丁目 4-8 TEL : 0735-21-9630 Mail: e1307312@pref.wakayama.lg.jp
串本町・古座川町	東牟婁振興局健康福祉部 串本支所地域福祉課	〒649-4122 東牟婁郡串本町西向 193 TEL : 0735-72-0525 Mail: e1307412@pref.wakayama.lg.jp

和歌山県障害福祉課施設福祉班
TEL : 073-441-2537 (直通)
E-mail : e0404002@pref.wakayama.lg.jp

◎提出先及び提出部数

メール：事業所等を所管する振興局あてに送付
(後日、受理メールを返送します。)

紙又は郵送：事業所等を所管する振興局あて 2部提出
(1部は受付印を押印して事業所控えとしてお返しします。)

令和7年4月1日算定の報酬区分及び加算

令和7年4月1日より算定する前年度実績に基づく報酬区分及び加算は、以下の期日までにご提出ください。

(別紙前年度実績に基づく報酬区分及び加算一覧表参照)

提出期限：令和7年4月15日(火)必着

※前年度実績によらない加算(別紙以外の加算)については、4月15日に提出すると5月1日から算定となります。

4月1日から算定する場合は3月15日までにご提出ください。

【提出書類】

- ① 体制等に関する届出書(様式第5号)
- ② 体制等状況一覧表(様式第5号別紙)
- ③ 該当加算別紙及び添付書類
- ④ 工賃引上げ計画シート(工賃向上計画：就労継続支援B型に限る)
※目標工賃達成加算算定の事業所は必ず提出すること。

【留意事項】

- ・報酬区分に変更がない場合であっても必ず提出してください。
※「特記事項」欄または「異動等の区分」欄に「変更なし」と記載ください。
- ・前年度の平均利用者数の提出が必要な報酬区分については、平均利用者算出表を添付してください。(参考様式10)

【令和6年度工賃(賃金)実績報告書について】

- ・④とは別に、令和6年度工賃(賃金)実績報告書については、全ての就労継続支援A型及びB型事業所において提出が必要です。詳しくは下記URLをご参照ください。

(障害福祉課ホームページ)

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/040400/jyusan20/kochinjisseki.html>

提出先：e0404002@pref.wakayama.lg.jp

提出期限：令和7年4月30日(水)

(担当：障害福祉課自立支援班 073-441-2533)

従業員の員数及び運営規程の変更

当該年度と前年度の比較基準日において従業員の員数及び職種や運営規程が変更している場合に変更届出を提出してください。

○訪問系以外のサービス事業所

提出期限：令和 7 年 4 月 30 日（水）

比較基準日：当該年度 4 月 1 日と前年度 4 月 1 日

○訪問系サービス事業所

提出期限：令和 7 年 6 月 30 日（月）

比較基準日：当該年度 6 月 1 日と前年度 6 月 1 日

【提出書類】

- ① 指定内容変更届出書（様式第 2 号）
- ② 付表
- ③ 勤務形態一覧表（参考様式 3）
- ④ 雇用関係が分かる書類（参考様式 6）
- ⑤ 以下は必要に応じて提出
 - ・組織体制図（従業員の兼務する事業所・サービスが複数ある場合）
 - ・従業員の資格を称する書類（資格証、実務経験証明書等、過去 5 年以内に県に提出をしていない場合は提出）
 - ・運営規程（**比較基準日の期間において変更があった場合。**）
 - ・体制等に関する届出書（様式第 5 号・第 5 号別紙等の関係書類を算定要件に変更があった場合は提出）

【留意事項】

- ・管理者、サービス管理責任者、サービス提供責任者、児童発達支援管理責任者に変更があった際には変更日から 10 日以内に届出が必要です。また（上記以外の従業員の変更については、本県においては、年に 1 度基準日の末日までに提出することで足りることとしています。ただし、人員基準については各事業者が責任を持って遵守すること。）
- ・（**令和 7 年 4 月 1 日より**）運営規程は各事業所において適宜必要な修正をして事業所内に掲示することとし、**県への報告は年に 1 度の基準日の末日までに提出することで足りることとします。**
- ・令和 7 年の比較基準日から令和 6 年の比較基準日までの間に変更届出、更新申請等を県に提出しており、最終に提出した届出等から人員の変更がない場合は、従業員の員数変更の届出は不要です。
- ・参考様式については、任意の様式でも提出が可能です。
- ・従業員の資格を証する書類が過去 5 年以内に提出のあった場合は、④の様式の「書類提出年月日」欄に提出日を記載することで省略することができます。
- ・旧姓を証明する公的書類に変えて、資格証の写しに本人の申し立てを記載することでも可能とします。

（記載例） 氏名〇〇 〇〇は現在△△ 〇〇に変更していることを申し立てます。
（申立日） △△ 〇〇
- ・資格証等の写しを提出する場合、原本証明は不要です。
- ・運営規程の従業員の員数の記載は、置くべきとされている員数を満たす範囲において、「●●人以上」と記載することも差し支えありません。

前年度実績に基づく報酬区分及び加算一覧表

別紙

1.障害福祉サービス

	サービス種別 報酬・加算 名	居宅 同行 介護・ 重度 訪問 介護	療 養 介 護	生 活 介 護	施 設 入 所 支 援	自 立 訓 練 (機 能 訓 練)	自 立 訓 練 (生 活 訓 練)	就 労 移 行 支 援	就 労 継 続 支 援 A 型	就 労 継 続 支 援 B 型	就 労 定 着 支 援	共 同 生 活 援 助	地 域 移 行 支 援 ※
1	基本報酬算定区分		●	●				●	●	●	●	●	●
2	移行準備支援体制加算							●					
3	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			●	●	●	●	●	●	●		●	
4	重度者支援体制加算								●	●			
5	就労移行支援体制加算			●		●	●		●	●			
6	就労定着実績体制加算										●		
7	人員配置体制加算		●	●								●	
8	地域移行支援体制強化加算												
9	通勤者生活支援加算											●	
10	特定事業所加算	●											
11	目標工賃達成指導員加算									●			
12	目標工賃達成加算									●			
13	夜勤職員配置体制加算				●								
14	夜間支援等体制加算											●	

※地域移行支援（一般相談支援）は、地域移行支援サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）を算定する場合

2.障害児支援

	サービス種別 報酬・加算 名	児 童 発 達 支 援	放 課 後 等 デ イ	福 祉 型 入 所
1	未就学児等支援区分	●		
2	看護職員加配加算（重心）	●	●	
3	看護職員配置			●

※保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、医療型入所支援については前年度実績に基づき決定される報酬区分や加算はありません。